

2020年4月10日

お客様各位

UPS ピークサーチャージに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて新型コロナウイルスの感染拡大の状況が厳しさを増すなか、UPS 社よりピークサーチャージを4月12日より導入させて頂くとの通達が入りました。導入の背景及び手数料につきましては、市場環境の変化と新型コロナウイルスに関連する状況に対応するためとの事ですが、ピークサーチャージは今後変更される場合があり、適用期間は延長または変更される場合がございます。

お客様におかれましては、当社ホームページにて最新情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

弊社としましてはお客様へのご満足を頂けるよう、サービスの追求をしていく所存でございますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

4月10日に当該手数料は非課税と案内させて頂きましたが、UPS 社より当該手数料は課税対象との通知がございましたので、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

適用開始日：4月12日以降の出荷分

手数料金額：貨物の1kgあたりの請求重量に対して下記の金額が適用されます。

尚、発着国により手数料金額は異なります。

- ① **JPY80/kg (課税)**：中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム
- ② **JPY180/kg (課税)**：オーストラリア、ニュージーランド
- ③ **JPY30/kg (課税)**：上記①と②を除く国

適用サービス：UPS ルートを使用した当社輸出入サービス

ペガサスエコノミーネクスト（輸出）

ペガサスエコノミーインポート（輸入及びサードパーティー）

上記手数料は請求先アカウントへの請求となります。

適用除外貨物：0.5kgまでの Envelope（書類）発送

UPS ワールドワイド・エクスプレス・フレート（WWEF）の手数料、及び当該手数料に関するご質問、ご不明点につきましては、営業担当までお申し付けください。

以上

株式会社ペガサスグローバルエクスプレス